

令和3年度 三菱商事留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三菱商事株式会社(代表取締役社長 垣内 威彦 氏)のご支援により、「三菱商事留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本国内の大学及び大学院に在籍する優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である三菱商事株式会社(Mitsubishi Corporation) ※は、企業理念である「三綱領(所期奉公・処事光明・立業貿易)※」の精神を基盤に、海外諸国との国際交流・異文化交流を図り、有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

※ 三菱商事は世界約 90 の国・地域に広がる当社の拠点と約 1,700 の連結事業会社と協働しながらビジネスを展開しています。(ご参考:三菱商事 HP:<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/>)

※ 「三綱領」…三菱四代目社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、昭和 9 年に制定され、三菱商事(株)の企業理念となっています。三菱商事(株)では、この精神を土台とし、世界中で幅広い分野における貢献活動を行っています。

- ・所期奉公－事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
- ・処事光明－公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
- ・立業貿易－全世界、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 令和 3 年 4 月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という)の学士課程、修士課程又は博士課程のうち、以下に定める学年に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。また、日本に在留中の在留資格は留学であること。

※:学年は次のとおりとする。

- ・ 学士課程 :3 年次から 4 年次まで(6 年制の場合は 5 年次から 6 年次まで)
- ・ 修士(博士前期)課程 :1 年次から 2 年次まで
- ・ 専門職学位課程 :1 年次から 2 年次まで(3 年制の場合は 2 年次から 3 年次まで)
- ・ 博士(博士後期)課程 :1 年次から 3 年次まで(4 年制の場合 2 年次から 4 年次まで)
- ・ 5 年一貫制博士課程 :1 年次から 5 年次まで(2 年次修了時に修士号が授与されない場合 3 年次から 5 年次まで)

(2) 経済的な援助を必要としている者。(アルバイト等による収入に頼る割合の高い者。)

(3) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金を受けない者(貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く)。

(4) 最短でも 1 年間受給する資格を有する者。

(5) これまでに三菱商事留学生奨学金を受給していない者。

(6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。

(7) 国際交流を通しての社会貢献活動に強く関心を持ち、現在・将来を通じて国際社会の発展に貢献する意欲の強い者。

(8) 受給期間中、休学の有無にかかわらず通算 6ヶ月を超えて海外に渡航しない者。

(9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

50名程度

5 支給内容

月額奨学金 120,000円(学士課程在籍者)

150,000円(修士(博士前期)課程、専門職学位課程及び5年一貫制博士課程、博士(博士後期)課程在籍者)

6 支給期間

令和3年4月から在籍課程修了まで

- ※ 5年一貫制博士課程在籍者については、2年次修了時に修士号が授与される場合は、1年次から2年次までを支給期間し、修士号が授与されない場合は3年次から5年次を支給期間とする。
- ※ 卒業・修了(5年一貫制博士課程での修士号取得を含む)後、上位課程へ進学(5年一貫制博士課程の場合3年次へ進級)した場合であっても、支給は終了とする。
- ※ 特段の理由により令和3年5月以降に渡日する場合は、渡日月から在籍する課程の修了期間までを支給期間とする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。原則として日本語で記載されたものに限る。但し、英語のみで学位を取得できるプログラムに在籍する者に限り、英語による記載でもよい。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2)(推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1通
- (4) 令和元年度の学業成績証明書(学業成績証明書の提出が出来ない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。) 1通

9 応募・推薦書類の提出期限

令和3年1月18日(月)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や、提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和3年3月下旬を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。

- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告すること。
- (5) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答すること。
- (6) 受給者は、交流会(年1回)に可能な限り参加すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 受給者が大学を長期欠席(1か月を超過)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 休学の有無にかかわらず受給期間中通算6ヶ月を超えて海外へ渡航することが決定した場合。
 - ③ 12に記載した本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限解除後、本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (5) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、7ヶ月未満かつ長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。

15 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示する場合を除き、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金奨学生の選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 当協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp